

記者発表（資料配布）		本紙を含めA4：3枚	
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和6年4月1日（月） 午前10時00分	商工観光課 商工振興室	0790-82-0670	

物価高騰の影響を受ける商工業者へ支援金を支給します

原油価格や物価の高騰は町民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。これらの影響を受ける事業者の方へ、コロナ禍からの経済社会活動の回復と事業の継続を支援するため、町内で商工業を営む中小企業者を対象に、町独自の支援施策として「商工業者物価高騰対策支援金」を支給します。

記

対 象 者 令和6年1月1日以前から商工業を営み、今後も事業を継続する意思がある町内中小企業者のうち、原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者

- ・ 法人：佐用町内に本社を有し、法人登記のある法人
- ・ 個人事業主：令和6年1月1日現在において佐用町内に住民票があり、申請日現在も引き続き住民票がある事業主

支 援 金 額 1事業者 50,000円
(予算額3千万円 内訳：対象見込事業者数600件×50,000円)

申 請 期 間 令和6年4月15日（月曜日）から6月28日（金曜日）まで

申請・問合せ先 佐用町役場商工観光課 0790-82-0670
佐用町商工会 0790-82-2218

令和6年度 原油価格・物価高騰に伴う町内商工業対策

佐用町商工業者物価高騰対策支援金

原油価格や物価の高騰により影響を受ける地域経済への支援として、商工業を営まれている町内中小企業者を対象に、佐用町商工業者物価高騰対策支援金を支給し、事業継続の支援を図ります。

- 【対象】
- ① 令和6年1月1日以前から商工業を営み、今後も事業を継続する意思がある町内中小企業者のうち、原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者
※中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定によるものをいう
 - ・法人の場合：佐用町内に本社を有し法人登記のある法人
 - ・個人の事業主：令和6年1月1日現在において佐用町内に住民票があり引き続き住民票がある事業主
 - ② 個人事業者は、補助対象となる事業収入が主たる収入であること。
※給与等の主たる収入がある場合など、副業としての事業は対象となりません
 - ③ 佐用町暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第1号）第2条に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者ではないこと。
 - ④ 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行う者ではないこと。

【申請書類】 支援金交付申請書兼請求書に次の確認書類を添付のうえ、申請してください。

- ① 確定申告書等のコピー
※確定申告書の写しには、收受日付印が押印されていること
※e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」をあわせて提出すること
 - ・法人の場合 直近の確定申告書（別表一）および法人事業概況説明書（両面）の写し
 - ・個人の事業主 令和5年分の確定申告書（第一表・第二表）の写し及び、青色申告者は青色申告決算書（1ページ）の写し、白色申告者は収支内訳書（1ページ）の写し
- ② 申請者と同一名義の口座番号・名義がわかる預金通帳の見開きページのコピー
※当座預金またはインターネットバンキングの場合は確認できる書類

【支援金額】 1事業者 50,000円
(複数店舗・複数業種の経営者でも1事業者となります。)

【申請期間】 令和6年4月15日（月曜日）から令和6年6月28日（金）まで

【提出場所】 佐用町役場商工観光課または佐用町商工会へ提出してください。

【お問い合わせ先】 佐用町役場商工観光課 電話 0790-82-0670 佐用町商工会 電話 0790-82-2218

※参考

中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

佐用町商工業者物価高騰対策支援金交付要綱第2条第2号による業種

日本標準産業分類による分類項目名
C. 鉱業、採石業、砂利採取業 D. 建設業 E. 製造業 F. 電気・ガス・熱供給・水道事業 G. 情報通信業 H. 運輸業、郵便業 I. 卸売業、小売業 J. 金融業、保険業 K. 不動産業、物品賃貸業 L. 学術研究、専門・技術サービス業 M. 宿泊業、飲食サービス業 N. 生活関連サービス業、娯楽業 O. 教育、学習支援業 P. 医療、福祉 Q. 複合サービス業 R. サービス業（他に分類されないもの）

日本標準産業分類は、統計の結果を表示するための分類であり、個々の産業を認定するものではありません。
 （総務省のホームページより）